

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）から申立人子のみが申立外の祖母と共に避難した申立人ら（父、母及び未成年の子）について、申立人子の通学継続（事故時中学生）の必要性等の事情を考慮し、平成25年3月まで避難を継続すべき合理的な理由があるとして、平成24年1月から平成25年3月までの避難費用（面会交通費）及び生活費増加費用（二重生活に伴う水道光熱費増加分）が賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

記

【損害項目】

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 面会交通費 | 6万円 |
| （期間 自 平成24年1月1日 至 平成25年3月末日） | |
| (2) 水道光熱費増加分 | 6万円 |
| （期間 自 平成24年1月1日 至 平成25年3月末日） | |
| | 以上 |

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項の損害項目及び期間についての和解金として、12万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 確認条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和4年2月7日

（仲介委員 和田 光史）